

「令和 7 年 3 月から適用する労務単価」の運用に係る特例措置について

令和 7 年 3 月 1 日の労務単価の改正に伴う運用に係る特例措置について下記のとおり対応願います。

（１）措置の内容

新労務単価及び新技術者単価の決定に伴い、対象案件の受注者は、令和 6 年度公共工事設計労務単価（旧労務単価）及び令和 6 年度設計業務委託等技術者単価（旧技術者単価）に基づく契約を新労務単価及び新技術者単価に基づく契約に変更するための請負代金額の変更の協議を請求することができます。

（２）適用対象工事等

令和 7 年 3 月 1 日以降に契約を締結した工事及び建設コンサルタント業務等のうち、旧労務単価及び旧技術者単価を適用して予定価格を積算しているもの。

なお、落札決定後の工事及び建設コンサルタント業務等にあつては、本特例措置に基づいた対応が可能であることを説明の上で契約を行います。

また、契約締結後の工事及び建設コンサルタント業務等にあつては、本特例措置に基づいた請負代金額又は業務委託料の変更の協議をした上で変更契約することが可能であることを説明します。

（３）請負代金額及び業務委託料の変更

①請負代金額の変更

変更後の請負代金額については、次の式により算出します。

$$\text{変更後の請負代金額} = P（新） \times k$$

この式においては、P（新）及びkは、それぞれ次の額を表します。

P（新）：新労務単価及び当初契約時点の物価により積算された予定価格

k ：当初契約の落札率

②業務委託料の変更

変更後の業務委託料については、次の式により算出します。

$$\text{変更後の業務委託料} = P（新） \times k$$

この式においては、P（新）及びkは、それぞれ次の額を表します。

P（新）：新技術者単価、新労務単価及び当初契約時点の物価により積算された予定価格

k ：当初契約の落札率